

令和5年度福井大学生協奨学金及び福井大学学生修学支援奨学金

募 集 要 項

この奨学金は、福井大学に在学する学部学生への経済的支援を目的としています。この奨学金の財源は、福井大学生協同組合からの寄附金及び福井大学基金を活用した学生修学支援事業によるものです。

本人の申請に基づき、選考のうえ、奨学金を給付します。なお、予算や家計及び学力基準により全ての申請を許可できるものではありません。

1. 申請資格

以下（１）～（３）のすべてを満たす者

（１） 令和2年4月以降に学部に入学者

（２） 今年度、前期・後期ともに「高等教育の修学支援新制度」による支援の対象外となる者

※ 「高等教育の修学支援新制度」に現在申請中で結果が出ていない場合は、当該奨学金にも申請できません。

（３） 福井大学授業料免除の適用を受けない者

2. 給付額

10万円（返還不要）

3. 採用予定者数

40名程度

4. 申請方法

（１） 申請方法

申請書と必要書類を提出先の窓口へ持参するか、簡易書留等記録が残る方法により提出先へ郵送してください。郵送の場合は、封筒表面に「生協奨学金及び修学支援奨学金申請書在中」と朱書きしてください。

（２） 申請期間

令和5年10月2日（月）～10月20日（金）17時

※当日消印有効

（３） 提出先

（教育学部・工学部・国際地域学部）

〒910-8507 福井市文京3丁目9-1

福井大学学務部学生サービス課

（医学部）

〒910-1193 吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地

福井大学松岡キャンパス学務課

5. 提出書類(★)は本学所定の様式です。ホームページからダウンロード・印刷し、作成してください。

《申請者全員が必ず提出する書類》

提出書類		備考
①	申請書提出書類チェック表(★)	* 提出前に申請書類の漏れがないかをチェックすること
②	福井大学生協奨学金及び福井大学学生修学支援奨学金申請書(★)	* 両面印刷してください * 記入漏れはないかよく確認
③	住民票【原本】	* 申請者を含め、同一生計家族全員のもの 同一生計:同居別居を問わず生計を同一にしている者 * 提出期限から3カ月以内に発行されたもの * 個別発行ではなく世帯全員が記載されたもの * 世帯主・続柄は省略しないこと * 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの * 国際交流学生宿舍居住者で、住民票を福井に移している場合、本人分は不要 * 住民票と家庭状況調書の家族数に相違がある場合、「㊸」の作成が必要です。
④	課税・非課税証明書【原本】	* 令和5年度(令和4年)分 * 同一生計家族全員のもの 申請者本人分も提出が必要 申請者以外の就学者分及び未就学児童は不要 * 全項目証明のもの * 無職等収入がなくても必ず提出すること * 市区町村長で発行
⑤	所得証明書【原本】	* 令和5年度(令和4年)分 * 上記④. に収入額及び所得額が表記されていない場合に追加で提出すること
⑥	アルバイト収入状況申立書(★)	* アルバイトの有無に関係なく全員提出 * 私費外国人留学生は不要
⑦	奨学金受給申立書(★)	* 受給の有無に関係なく全員提出 * 私費外国人留学生は不要
⑧	経済生活状況申告書(★)	* 私費外国人留学生のみ提出が必要

《該当者が提出する書類(収入状況に関する証明書)》

* 各項目にあてはまる者が同一生計内にいる場合は、該当の書類を提出

* 留学生は、日本で一緒に生活し、下記項目に該当する家族がいる場合は、該当の書類を提出

項目	提出書類
⑨ 就職・転職 令和4年1月2日以降に就職・転職した、または予定がある者がいる	「給与等支払証明書」(★)、現在の勤務先の最新3か月の給与明細書(写)、就職先で交付された雇用契約書等(写)のいずれか * 証明書類には必ず勤務先の記載があること * 給与明細書(写)を提出する場合、余白に賞与の有無を記載すること * 雇用契約書等(写)を提出する場合、基本給、賞与等が分かるものであること

⑩	退職・失職 令和5年4月以降に退職(予定)・失職(予定)者がいる	「退職に関する証明書」(★)、解雇通知書(写)、雇用保険被保険者離職票1・2(写)、廃業届(写)、閉鎖事項全部証明書等のいずれか *退職金の記載がない場合、退職金があれば⑩を、なければ⑭を提出すること *退職後に雇用保険を受給している場合は、「雇用保険被保険者離職票1・2(写)」とともに⑩を提出すること
⑪	雇用保険受給者がいる	公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証1・3面(写) *申請時現在失業している場合は、前年に収入があっても失業前の職業による収入は総所得金額に算入しないが、受給中の失業給付金は総所得金額に算入します。
⑫	無職・無収入 勤労可能な者で、無職・無収入の者がいる	「無職・無収入申立書」(★) *ただし、就学者・各種学校等在学者・専業主婦・年金受給者・雇用保険や傷病手当の受給者等は不要
⑬	年金受給者がいる (恩給、老齢年金、遺族年金、障害年金等)	最新の年金・恩給等の源泉徴収票(写)、決定(改定)通知書(写)、直近の振込通知書(写)のいずれか
⑭	母子・父子世帯である	生別の場合は、慰謝料・養育費等の有無を記載した⑭ 死別の場合は、遺族年金の受給があれば⑬を、なければその旨を記載した⑭を提出すること *⑭も確認すること
⑮	生活保護受給世帯である	生活保護受給証明書(写)
⑯	社会的養護を必要とする者に該当する	施設長発行の施設等在籍証明書、又は児童相談所発行の児童(里親)委託証明書(写)
⑰	傷病手当金の受給者がいる	傷病手当金受給通知書(写)
⑱	臨時所得があった者がいる 令和5年4月以降の生命保険、損害保険、退職金等の臨時所得	該当する明細書(写)等

《該当者が提出する書類(特別控除に関する証明書)》

*各項目にあてはまる者が同一生計内にいる場合は、該当の書類を提出

*留学生は、日本で一緒に生活し、下記項目に該当する家族がいる場合は、該当の書類を提出

項目		提出書類
⑲	学資負担者死亡 申請から6ヶ月以内(令和5年4月以降)	除籍謄本又は死亡診断書(写)
⑳	風水害等の被害を受けた 申請から6ヶ月以内(令和5年4月以降)	「被害状況申立書」(★)、及び市区町村等が発行する被災(罹災)証明書

⑳	盗難の被害にあった 申請から6ヶ月以内(令和5年4月以降)	「被害状況申立書」(★)、及び警察署が発行する被害金額証明書
㉑	6ヶ月以上に渡る長期療養者がいる	「長期療養に係る医療費等支出明細書」(★)、及び診断書【原本】(当該療養が6ヶ月以上継続している旨明記されたもの)、及び、令和5年4月～令和5年9月支払分の療養費(患者負担額)の領収書類(写)、保険からの還付金額等のわかるもの(写) ※ひと月の支出合計が1万円を超えない場合は対象外
㉒	学資負担者別居 (単身赴任等)	「家計支持者別居(単身赴任)に係る経費明細書」(★)、及び、別居先の直近3ヶ月間の住居費、光熱水費等の実費額証明書類(写) ※その他の注意事項に関しては、経費明細書をご確認ください。
㉓	母子・父子世帯である	全部事項証明書の戸籍謄本【原本】、児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写)のいずれか
	母子・父子世帯とは(次のいずれかに該当する者) ① 母又は父と18歳未満の子(18歳以上の学生含む。以下同じ)の世帯 ② 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ③ 18歳未満の子の世帯 ④ 祖父母と18歳未満の子の世帯 ⑤ 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子の世帯 ⑥ 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ※「経済力のない祖父母」・・・各々の前年の所得金額が50万円以下の祖父母になります。 ※「18歳未満の子」・・・18歳以上でも、長期に療養を要したり、心身に障害のある等で、経済力のない者を含みます。	
㉔	障がいを持っている家族がいる(本人含む)	障がい者手帳(写)等 * 障害年金を受給している場合は、㉒も提出すること
	障害者とは(次のいずれかに該当する者) ① 身体障害手帳のある者又はこれに準ずる者 ② 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害により身体上の障害のある者 ③ 原子爆弾による被爆者で身体の機能に障害がある者 ④ 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくは知的障害のある者と判定される者 ⑤ 常に就床を要し複雑な介護を要する者	
㉕	就学者及び各種学校等在学者がいる世帯	令和5年9月1日以降に発行された在学証明書【原本】、または有効期限が記載された生徒手帳・学生証(写) * 本学同キャンパスに在籍している兄弟姉妹の証明書は不要 * 義務教育就学者の証明書は不要 * 生徒手帳・学生証(写)を提出する場合は、有効期限が切れていないことを確認すること。(令和5年9月1日以降も有効であること) * 有効期限が記載されている部分(裏面、別ページ等)も必ず添付してください。
㉖	第三者の証明を受けることが出来ない申し立て事項がある場合	「申立書」(★) 例:住民票と申請書記載の家族数に相違がある場合、生別の父又は母から慰謝料・養育費(学費)等の援助がない場合、退職金又は保険金が支払われない場合、親戚等からの援助等で証明書が添付できない場合、その他特に説明を必要とする場合

6. 結果通知

選考結果は12月に、文京・敦賀キャンパスの学生には学生ポータルにて、松岡キャンパスの学生にはメールにて通知予定です。

7. その他

- (1) この奨学金に採用された場合でも、他の奨学金に申請し、重複受給することができます。ただし、他の奨学金では重複受給を認めていない場合もあるので注意してください。
- (2) 申請内容に虚偽の事実が判明したときや、退学、除籍、懲戒処分等の奨学金受給者として適当でないと判断される事実があったときは、奨学金を返還していただく場合があります。
- (3) 提出された申請書等は、一切返却いたしません。
- (4) 申請書類に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。